



おめでとうございます

「こちら議会広報部」は創刊号から今日まで、13号をお届けして参りました。この間、多年に亘り地方自治に貢献した功績に対し、表彰を受けられた現職同僚議員を掲載しておりませんでした。今号にまとめて掲載し、栄誉を讃えます。

平成18年2月9日	中 本 博 明 議員	15年表彰	全国町村議会議長会長表彰
平成19年2月9日	富 田 安 英 議員	15年表彰	〃
	安 本 貞 敏 議員	15年表彰	〃
平成20年2月6日	新 山 玄 雄 議員	特別表彰	〃
平成20年2月22日	土 手 正 喜 議員	20年表彰	山口県町議会議長会長表彰
	神 岡 光 人 議員	12年表彰	〃

町政転流 (8)

後期高齢者医療制度の開始！！

75歳以上は国民健康保険ではなくなります

3月定例議会で、「周防大島町後期高齢者医療事業特別会計」及び「周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定」が可決した。定例会初日に全員協議会による説明を受け、民生常任委員会で付託審査され本会議で可決した。

変更の詳細は、広報「すおう大島」にも掲載されているので、ここでは主要な変更についてのみ確認してみる。

【旧制度と変更のない項目】

対 象 者 75歳以上の方。ただし、障害認定者は65歳以上の方から。
医療費自己負担 通常1割。ただし一定以上所得者は3割。
各申請届け窓口 住所地の市町村（周防大島町）

【新規となった項目】

財 政 運 営 ・各都道府県（本町の場合は山口県）
保 險 料 ・国民健康保険税等の保険料負担はなくなり、替わって後期高齢者医療保険料を負担
・社会保険等の被扶養者も保険料負担（特例による軽減あり）
保 險 料 減 免 ・重大な損害等支払いが困難と認められた場合減免措置がある
保険料徴収方法 ・原則年金からの天引き（特別徴収） 個別支払（普通徴収）も可
保 險 証 ・後期高齢者医療被保険者証が、75歳の誕生日までに交付
（4月1日以前に75歳以上の場合、3月中に交付済み）

【保険料の内訳】

後期高齢者医療保険料 = 被保険者均等割額（A） + 所得割額（B）

（A）：対象者全員が負担する均等額。都道府県別で異なり、山口県は47,272円。最高額は福岡県の50,935円、最低額は新潟県の35,300円。ただし、所得により、7割、5割及び2割の軽減措置がある。

（B）：被保険者本人の基礎控除後の総所得金額（ ）×0.0871

（ の1例：年金収入 - 基礎控除33万円 - 公的年金等控除額120万円 ）

